

エコアクション21 認証・登録制度に基づく認証・登録契約書 新旧対照表

改定案	現行
【削除】	第5条 3. <u>中間審査及び更新審査の審査費用及び旅費は、甲が審査員の請求により、直接、審査員に支払うものとする。</u>
【削除】	第6条 6. <u>再度の現地審査及び特別現地審査の審査費用及び旅費は、甲が審査員の請求により、直接、審査員に支払うものとする。</u>
第8条 乙は、認証・登録の更新に伴い、認証・登録料 <u>及び審査費用</u> の振込確認後、・・・ (略)	第8条 乙は、認証・登録の更新に伴い、認証・登録料の振込確認後、・・・ (略)
( <u>認証・登録料及び審査費用</u> ) 第9条 乙は甲に対し、 <u>認証・登録料及び審査費用</u> について、それぞれ所定の時期に <u>手続規程の定めに基づいて</u> 請求し、甲は振込手数料を負担の上、 <u>請求書の発行日から2か月以内に</u> 銀行振込にて支払う。・・・ (略)	( <u>認証・登録料</u> ) 第9条 乙は甲に対し、 <u>認証・登録料</u> について、それぞれ所定の時期に <u>手続規程に定める料金表に基づいて</u> 請求し、甲は振込手数料を負担の上、銀行振込にて支払う。・・・ (略)
第15条 ① <u>ガイドラインに規定する</u> 要求事項に関する不適合に対して、必要な是正処置が取られていない場合 ② <u>以前に実施した審査での不適合</u> に対して、甲が同意した是正処置が正当な理由なく実施されていない場合 ③ <u>中間審査又は更新審査を正当な理由なく定められた期間内に受審していない</u> 場合 ④ <u>ロゴマーク使用規程及びロゴマーク使用規則に反する使用が行われていた</u> 場合 ⑤ <u>2か月以上にわたって、当局より、操業停止、事業停止等の処分を受けている</u> 場合 ⑥ <u>2か月以上にわたって、当局より、指名停止処置を受けている</u> 場合 ⑦ <u>2か月以上にわたって、重大な事故等の発生で操業不能の状態となっている</u> 場合 【削除】 【削除】	第15条 i. <u>ガイドラインに定める</u> 要求事項に関する <u>重大な不適合</u> に対して、必要な是正処置がとられていない場合 ii. <u>以前に実施した審査での不適合</u> に対して、 <u>甲が同意した是正処置が正当な理由なく実施されていない</u> 場合 【新設】 iii. <u>E A 2 1</u> <u>ロゴマーク使用規程及び使用規則に反する使用が行われていた</u> 場合 iv. <u>2か月以上にわたって、行政機関より、納入業者指名停止、営業停止等の処分・措置を受けている</u> 場合 vi. <u>2か月以上にわたって、重大な事故等の発生で操業不能の状態となっている</u> 場合 v. <u>2か月以上にわたって、行政機関より、環境に係わる許認可事項が未承認のため操業できない</u> 場合 vii. <u>2か月以上にわたって、行政機関より、事故等のため操業停止命令を受けている</u> 場合

改定案	現行
<p><u>⑧適用される業法等に違反があった場合</u></p> <p><u>⑨環境関連法規の重大な違反があった場合</u></p> <p><u>⑩審査の申込み及び審査の際に提出された書類等に虚偽があった場合</u></p> <p><u>⑪実施要領、手続規程及び本契約に違反した場合</u></p> <p><u>⑫所定の手続きを経たにもかかわらず、認証・登録料及び審査費用を支払わなかった場合</u></p> <p><u>⑬所定の書面にて一時停止の申出があった場合</u></p> <p><u>⑭その他、判定委員会が、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題があると判断した場合</u></p>	<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p><u>ix. 環境関連法規の重大な違反があった場合</u></p> <p><u>x. 審査の申込及び審査の際に提出された書類等に虚偽があった場合</u></p> <p><u>xi. 実施要領、手続規程及び本契約に違反した場合</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p><u>viii. 甲より所定の書面にて一時停止の申し出があった場合</u></p> <p><u>xii. その他、判定委員会が、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題があると判断した場合</u></p>
<p>第16条</p> <p><u>①認証・登録の一時停止の事項が中央事務局の定める期限内に解消しなかった場合</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p><u>③E A 2 1 ロゴマーク使用規程及び使用規則に反する使用が行われていた場合</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p>	<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p><u>i. 規定した認証・登録一時停止期間内に不適合の是正処置が完了しなかった場合</u></p> <p><u>ii. 申込事項に虚偽の記載があった場合</u></p> <p><u>iii. E A 2 1 ロゴマーク使用規程及び使用規則に反する使用が行われていた場合</u></p> <p><u>iv. 6か月以上にわたって、行政機関より、納入業者指名停止、営業停止等の処分・措置を受けている場合</u></p> <p><u>v. 6か月以上にわたって、行政機関より、環境に関わる許認可事項が未認証のため操業できない場合</u></p> <p><u>vi. 6か月以上にわたって、重大な事故等の発生で操業不能の状態となっている場合</u></p> <p><u>vii. 6か月以上にわたって、行政機関より、事故等のため操業停止命令を受けている場合</u></p> <p><u>viii. 環境関連法規の重大な違反の状況が改善されない、あるいは繰り返し発生した場合</u></p>
<p><u>(反社会的勢力の排除)</u></p> <p><u>第20条 甲又は乙の一方が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は何等の催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。</u></p> <p><u>①甲又は乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)である場合。</u></p> <p><u>②甲又は乙の代表者、責任者、又は実質的に経営</u></p>	<p style="text-align: center;">【新設】</p>

改定案	現行
<p><u>権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合。</u></p> <p>③ <u>甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団である旨を伝えた場合。</u></p> <p>④ <u>甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行員又は脅迫的言辞を用いた場合。</u></p> <p>⑤ <u>甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損する恐れのある行為をした場合。</u></p> <p>⑥ <u>甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害する恐れのある行為をした場合。</u></p> <p>2. <u>一方当事者が前条の規定により本契約を解除した場合は、他方当事者に損害が生じても、これを一切賠償しない。</u></p>	